

【基本事項3】災害に強い組織・人をつくる

(3-1) 人材等の育成

施策 3-1-①

自主防災組織の結成と活動の充実

【取組の概要】

「自分たちのことは自分たちで守る」ことが防災・減災の基本ですが、阪神・淡路大震災の経験から、地域における防災活動の重要性や自主防災組織の必要性について重要な教訓を得ました。自助・共助・公助の「共助」を担う主体として、自主防災組織の活動が期待されています。

地方公共団体によっては、自主防災組織の結成が進んでいないところがあり、自主防災組織の結成が急がれます。また、すでに組織化が進んでいるところでは、地方公共団体は、自主防災組織等と連携して、リーダー等の人材育成及び活動のより一層の充実が必要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難所を多数有する地方公共団体では、全ての避難所の状況等を把握することは現実的には困難で、限られた人員、資材の中での「公助」による災害対応は「限界がある」ことを認識する必要があります。そのため、自主防災組織等との連携を含め、可能な限りの情報収集伝達体制を検討する必要があります。
- ・自主防災組織は、防災活動を行うばかりでなく、地域の様々なコミュニティ活動との組み合わせを検討し、消防団や地域の様々な団体・個人、防災ボランティア等と連携することが、活動の活性化や継続につながります。
- ・自主防災組織間の連携を強化するために「自主防災組織連絡協議会」等の組織を設置することが有効です。また、活動を活性化させるためにNPO等の第三者を交えることとも有効です。
- ・自主防災組織において役割を明確にしていない場合、定まったことしか実行しない等の問題も見られ、役割の明確化と自主的かつ臨機な対応を行うという意識付けが必要です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを考えれば、自主防災組織等や住民と一緒にあって、地震・津波災害に強いまちづくりの計画を協働して作成することや機会があるたびに地震・津波災害に強いまちづくりの必要性を広報・周知することで、自主防災組織等や住民の防災・減災に対する意識を高めることが重要です。
- ・自主防災組織のリーダーの育成は重要です。リーダー等が「防災士」の資格を取得することを支援する地方公共団体もあります。この資格は、特定非営利活動法人 日本防災士機構が認定

する資格ですが、「自助・互助・協働を原則として、防災の意識・知識・技能をもっていると認められた人」に与えられるものです。防災士には、家庭・職場・地域のさまざまな場で多様な活躍が期待されています。その役割は大きく分けて以下の3つあるとされています。

- ①災害時の、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
- ②災害発生後の被災者支援の活動
- ③平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練

◆参考資料

- ・自主防災組織の手引き（総務省消防庁、平成19年3月）
- ・私たちの防災サバイバル手帳（総務省消防庁、平成22年3月）

【事例】

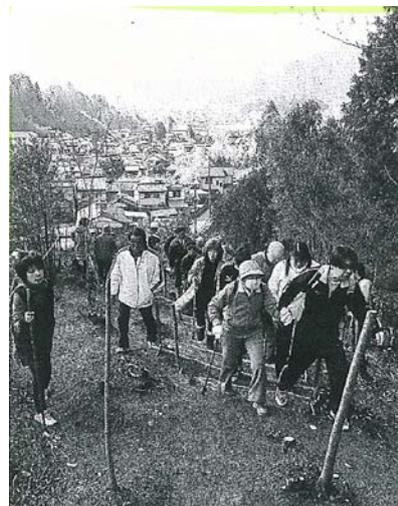
○三重県尾鷲市の取組

・地域住民が整備した避難場所・避難経路

・尾鷲市座ノ下町では、地元の人たちが整備した避難経路を使った津波避難訓練があり、57世帯約160人が参加しました。座ノ下地区は、海拔15メートルで、これまで高台への避難経路がありませんでしたが、新たな想定により2～3メートルの浸水が予測されていることから、今回新たに地元の方が所有山林を提供し、約10人が3ヶ月以上かけて山林を整備しました。

・避難経路は、延長約400メートル、海拔86メートルの尾鷲トンネル近くの国道42号につながり、登り口から約100メートル地点で海拔は40メートルを超えています。市は、

「自主的な避難経路整備と訓練は自助、共助、公助の見本であり、市もできる限りの支援をし、一緒になって取組む。」としています。



・尾鷲市地域防災力向上補助金

- ・尾鷲市では、地域における防災体制及び防災対策の充実強化を、市内の自主防災組織等が実施しています。尾鷲市は、自主防災組織が減災を目的とした事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています（限度額 10 万円/自治組織を補助）。この補助金を活用し、市民自らが海拔表示設置、津波避難計画等を作成しています。

・尾鷲市自主防災会連絡協議会は会費運営制、

- ・尾鷲市自主防災会連絡協議会は、平成 14 年の発足以来運営費は市が負担していましたが、平成 24 年度から会費制を導入し、研修や訓練、講演会を実施して自立と活性化を図っています。

